

天皇御元服和抄

イ 4  
2478  
59



# 天皇御元服和抄

紙之數十二枚  
奥書 滋野井



抑天皇御元服とて事ハ法和天皇よりそり海りり  
 之と取と十五歳ノ例ハ 法和 陽成 朱雀 花園  
 後花園 十四歳ハ 園融院 十三歳ハ 後伏見院 十二歳ハ  
 近衛院 但し時々去年四十一歳ニ至リては 法性寺 攝政 元服をり  
 十三歳ニ元服ありし 五十一歳ハ 一條院よりそり 堀河  
 多村 崇徳 高倉 後多村 去御門 後堀河 後深草  
 後宇多 後小松 中御門院よりそり 五十一歳ニ至リては 法和 貞観  
 傳りしをり 正月又必し礼納する 一日の例ハ 法和 貞観  
 高母 天永 崇徳 大治 中御門 寶永 二日例 陽成 元慶 但し  
 大老也 三日月例 園融 天禄 後一條 寛仁 高倉 嘉應  
 後多羽 文治 去御門 元久 後堀河 兼久 後深草 建長 後宇多 建治  
 後伏見 正安 花園 延慶 後小松 至徳 後花園 永享 四日例  
 朱雀 承平 近衛 久安 又日例 一條 永祚 堀河 寛治 四條 仁治  
 等たり 去見下その例ふりまらぬ人のこり 伏在又

院殿上又ハ靴柄の直廬にて御元服定り寛治文治  
元久等ハ直廬ニシテ行ハル嘉應ニモ直廬ニシテ定メ  
リシ又當日松殿拾政系内海次ニモ小松資盛頼貞の  
意致ニシテ平家ノ侍ノ狼藉ニ及ビテ俄又トモ  
テ捨ラヌ院殿上ニテモ行ハレ侍ナリ四年元服  
行ハルニシテ乃奉幣使を伊勢右神宮ニテ又  
山陵ニ告グル天智天皇山階此陵ニテハ曾祖父  
祖父父の陵ナシテあり祖父父御即位の時ハ曾祖父  
父トカケテ久安ハ綸言シテ作リ大治ハ院宣ヲ作リ  
作リ久安ハ綸言シテ作リ大治ハ院宣ヲ作リ  
見シテ貞親ハ大江高人ト唐礼トテこれト作リ  
シカケ式ニテ作リ申御門右府記ニテ久安ハ  
大江維時御免寛治參議大江匡房卿天祿權中細言源經光卿  
大治國大臣源有仁ハ時方大臣關久安右大臣源實行ハ時方大臣官治  
有仁源忠

天永方大臣源俊房公作をとりし嘉應後經宗公文治後  
實定公文久後家實公兼久後家通公仁治後良實公建長  
後道良公建法後師忠公正安後師教公延慶後家平公至徳源  
義満公永享源義教公室永後輔實公ホ皆左大臣にて作リ  
けハ分明ニシテ吉日ニシテ職事ニシテ細言ニテ奏上スレ  
侍リナリそれニシテ御下ニシテ三月廿八日にハ御元服  
の習禮ニシテハ御下ニシテ拾政左大臣以下  
公卿東帯にて殿上につく拾政職事ニシテ西裝束の具否  
ニシテ南面ニシテ殿上につく拾政職事ニシテ南殿の山崩より  
職事不事教ハナシテ事ニシテ西裝束の具否  
つく職事式ニシテ下ニシテ大外記ニシテ下ニシテ西裝束  
ハ三月御元服乃當日平明又西司御裝束ニ奉仕ス  
公卿系記トテ西裝束ハ子の世ハ急のトシテ侍下ニ候也

大座端座は候て外記に諸司具存などありぬ行事  
為人山崩東の御座凡の下に二階をて御座度となりし主上  
童服を御座角黄極深關腋の袍の介為御座山崩の大床子  
にすまひ御座角黄極深關腋の袍の介系鞋を著御座  
りて前後は候し左右に次相ありぬ大床子の下にをく女房  
供奉は候し屏風の下の為人頭以下簀子より御座親の  
人多りて攝政の唐臣よりりにゆき唐臣よりり侍奉天承は中納言中將  
法持 嘉應右大臣 月輪 文治右大臣 後醍醐 仁治 天長 月明寺 たりし  
候れしや永享は御座親の人なりしにありて一會の侍奉  
たりしを 兼里 小御言 時房 卿よりひしし定親大納言記  
一 至徳 永享は攝司大納言 隆賀 卿 御外祖父よりあり候し  
きりしは 唐臣よりり 唐臣よりり 唐臣よりり 唐臣よりり  
草墊の下方に並唐臣よりり攝政為人を能冠の人を  
めり能冠とは下唐臣よりりの元服は理髮の役のしし後の中江源次

又殿上四位下 堪能者奉仕はありしものせり兼平藏人少將  
於忠天祿に藏頭助信の長 永祚右中將正清の長をとりしあり  
取込系をとりしありし伊賀守陳政をとりし干時内藏頭寛仁修理  
權矣源河政朝權記の頭辨定頼寛治内藏頭後師信朝は天承  
内藏頭顯隆朝寛治の頭大治内藏頭為家保朝は久安右中將後光頼  
於九干時内藏頭嘉應 文治元久兼久仁治建長建治 平安  
延慶 至徳 永享 宝永 比内藏頭これと勅むは子の束帶劔  
を被の人は當色を著紫小袍帶袖を諸司は小忌よりり  
にありて帯をして前後等よりりその作法は下下の  
理髮のきりきり空頂黒幘を冠の羅を二重よりりて死形  
に作りて紫の紐を左右よりりしものを御額よりりし御座  
むしひしをよりりて能冠の人公志よりり攝政為人をとりし陰陽師  
に時をよりりし吉時よりりし主上御帳中 平安の御座  
著御系鞋を劔聖の大床子のよりりし御座親公卿又

職事人或奉行 御帳のしるれ迄鋪の専ら候み次擧政大臣登

殿上をへて小振敷をくわりて陣の後にて靴をほく左大臣伏座と

くちらありくけ西南のにて靴をつく公卿も伏座をり候て

御元服の後を 太政大臣宣仁門をへく軒廊又あつた大臣のりく

見おさる 南太政大臣庭中にわりあきて版位の西より

に北面より 北太政大臣のりく練あきて太政大臣の西より

太政大臣大臣相共々再拜太政大臣かへり入る軒廊の本所

西面又左大臣又かへり入る本所 東面又太政大臣大臣相揖て

馳をせりく東の洗器比下 北方南面より 南太政大臣西洗器比下

北にありて南面より 北太政大臣のりく 南寛仁の度御堂後政

字治の父より太政大臣に任し御加冠を勸られし時榮苑の

例より中細言某は又作て水の後とつとめしむ其後これを

例として代りの御加冠の太政大臣より 親服の人又お礼の公卿

成り 中納言冬議より大御言ハ用られ 十のりよとあしむるより

寛仁までハ貞観の代りの太政大臣より 西可なりて水を

かへりむらとそ左大臣のりく 東むら 西り主水依倚おん

これとほくむられをも 東徳永享に八室町お時の権勢小

よりて由緒の宰相中将よりて 東水をりく 西むこれ例と

あるに 東太政大臣東階のりて 西筆貞子 東内侍唐匣をりて

左大臣又西階のりて 西筆貞子 東内侍唐匣をりて

西御屏風の南面より 東太政大臣 西筆貞子 東内侍唐匣をりて

よりて御帳のりて御憤を脱よりて唐匣より 東御屏風の南面より

より 東又内侍御冠をりて 西 東御屏風の南面より

太政大臣より 東御冠をりて 西 東御屏風の南面より

祝詞を奏し

掛毛 畏支 天皇我 朝廷令月乃吉日 御冠加賜 加賜 天盛 尔  
美支 御良人 度成利 賜双 天神地祇 相悦比 護利 福倍  
奉賜 比 御壽長 久久 室位 無動 久 御座 止 申

御帳臺よのりて御冠をくまをりて志をまて簀子の本所  
 少くも左大臣をくまて御帳臺よのりて御唐匣の彫れ御簀  
 搔とりて御髪をたきめをりて唐匣よかく一納て蓋をよ  
 志をまて簀子の本所をりし主上北底へ入御するけ時女大臣  
 とよと髻折を次又太政大臣左大臣に東西の階をくまりて  
 太政大臣ハ北底へ参りて左大臣伏座をきりてやけりて後  
 五位御人よ作く御加冠をりて院の御所よきさるゆゑよ  
 能冠の人よて御髪をたきめをりて院の御所よきさるゆゑよ  
 能冠の人のよて御髪をたきめをりて院の御所よきさるゆゑよ  
 能冠の人のよて御髪をたきめをりて院の御所よきさるゆゑよ  
 能冠の人のよて御髪をたきめをりて院の御所よきさるゆゑよ  
 能冠の人のよて御髪をたきめをりて院の御所よきさるゆゑよ

あひて西階をのりて御前をりて酒高の下あつきて盃を  
 ろりて七段して破盃よりて七をくく七のさきことま  
 りしてこれに面 左右の五指をたき酒葉のくまに西  
 むちてま太政大臣をりてのしめ馳をわりて東の洗言の  
 下よまてよとあひ東階をのりて左大臣のひまて盃を  
 くまて七の柄をまきりて御前よきさるゆゑよ祝詞を  
 奏

御酒<sup>ミキ</sup>惟<sup>ユヱ</sup>厚<sup>ホ</sup>久<sup>キウ</sup>御<sup>ミ</sup>看<sup>カン</sup>惟<sup>ユヱ</sup>嘉<sup>カ</sup>芳<sup>ホシ</sup>之<sup>ノ</sup>寂<sup>シブ</sup>花<sup>ハナ</sup>并<sup>ナニ</sup>敬<sup>ケイ</sup>祭<sup>サツ</sup>利<sup>リ</sup>  
 賜<sup>タマヒ</sup>波<sup>ハ</sup>諸<sup>モロ</sup>神<sup>カミ</sup>達<sup>タチ</sup>悦<sup>ユヱ</sup>款<sup>クワン</sup>乃<sup>ノ</sup>遺<sup>ユヰ</sup>乃<sup>ノ</sup>味<sup>ミ</sup>并<sup>ナニ</sup>掌<sup>テ</sup>賜<sup>タマヒ</sup>波<sup>ハ</sup>御<sup>ミ</sup>體<sup>テイ</sup>平<sup>ヘイ</sup>外<sup>ガイ</sup>  
 御<sup>ミ</sup>坐<sup>ザ</sup>豆<sup>マメ</sup>之<sup>ノ</sup>天<sup>テン</sup>地<sup>チ</sup>乃<sup>ノ</sup>休<sup>ユク</sup>事<sup>コト</sup>并<sup>ナニ</sup>日<sup>ヒ</sup>月<sup>ツキ</sup>度<sup>タク</sup>共<sup>トモ</sup>尔<sup>ニ</sup>受<sup>ウケ</sup>保<sup>ホ</sup>賜<sup>タマヒ</sup>天<sup>テン</sup>平<sup>ヘイ</sup>長<sup>チヤウ</sup>乃<sup>ノ</sup>  
 御<sup>ミ</sup>世<sup>セ</sup>乃<sup>ノ</sup>遠<sup>エン</sup>政<sup>テイ</sup>御<sup>ミ</sup>世<sup>セ</sup>尔<sup>ニ</sup>貴<sup>キ</sup>比<sup>ヒ</sup>戴<sup>ダイ</sup>礼<sup>レイ</sup>加<sup>カ</sup>御<sup>ミ</sup>坐<sup>ザ</sup>度<sup>タク</sup>申<sup>マシ</sup>  
 御<sup>ミ</sup>帳<sup>チャウ</sup>臺<sup>ダイ</sup>よのりて御<sup>ミ</sup>盃<sup>ハシ</sup>を<sup>ヲ</sup>くま<sup>ル</sup>主<sup>ヌシ</sup>上<sup>ノ</sup>これ<sup>ヲ</sup>そ<sup>シ</sup>り<sup>テ</sup>小<sup>コ</sup>机<sup>キ</sup>の

東の向きの上は左の太政大臣より右にさうりて庭中版位  
 の東より西に大抵はさうりて御帳まのりて者おの干鯛  
 雲を御座さうりてあてまつりて御帳下にひきまつりて  
 くつら主上干鯛の雲をさうりて海川まつりて後まらぬ  
 のろ大抵御座さうりて更は御帳まのりて者おの干鯛  
 いけまつりてのしとく御机は並べてありさうりて庭中は  
 西主上醴をとりてまつりあは  
 太政大臣左大抵はさうりて再拜主上北庇入御  
 内侍親のさうりて  
 太政大臣左大抵はさうりて入。殿上をへさうりて少庇はさうりて  
 左大抵伏座はさうりてさうりて者女はさうりて御帳中の小机はさ  
 のろをとりて南庇机をとりてさうりてさうりて御帳中の小机は  
 器中をとりてさうりてさうりて御帳中を奉仕は  
 其後帳中平座の御座をとりて御侍子をさうりてさうりて

御机をさうりてのしとく 抄政の圓座をさうりて装束司辨に  
 を鑿取を掃取寮南階東西は殿上人上官の座をさ  
 一は右近衛南階東西は胡床をさうりて間昔は幼言  
 辨外記史月華門外南掖床子にのりて事をさうりて中はさうりて  
 近衛次將 装束をさうりて 陣をひく主上御侍子にさうりて  
 け時御散 抄政御座まのりて 内侍御筆をとりて 聖物の御机は  
 をさうりて 近衛啓を移して殿上人上官は階下の座はさうりて 公卿陣は  
 をさうりて 外辨はさうりて 左大抵は外弁をさうりて 陣はさうりて  
 天祿以後の制あり 右大抵は外弁の帷をさうりて 御座はさうりて  
 左近衛将南門ののりを御座はさうりて 南門圓司座はさうりて 外記近衛  
 官人をさうりて 公卿は南門ののりをさうりて 公卿御座  
 扇列のす美明門代をさうりて 庭中此標下はさうりて 御座はさうりて  
 して陣座はさうりて 主上は殿は還御 近衛伏床と稱す南門  
 かり入門をさうりて 近衛退入 母后御同居の時け時とく小

其御方へ御きりて御拜察の事ありて本殿へ入御なりけり後  
 御殿の御装束を奉仕に公卿殿上よりむかしは儀を奉仕人  
 至上座御座より著御 御束帯 掾政座に候は藏人頭をとりて  
 公卿をめぐる公卿座に候く次は衛重を候は五位殿上人次一献  
藏人頭勅益藏人頭をのこにまゐりて新冠者より六位殿上人をとりて  
 掾政官をまゐりて次は作ら冠者長持掾より東庭より六位殿上人  
 拜察してありき長持の掾官の南より藏人頭勅益次一献  
 次二献藏人頭勅益次一献藏人頭勅益次一献  
 学院の小学生元服してある當時け事あり次三献殿上四位  
勅益内藏人と候は六位殿上人けり御遊の具をたく殿上人六位殿上人をのこ  
 小公卿を貴伊勢海を六位殿上人にて絲竹の具あり次殿上人  
 ありきけり候を六位殿上人  
 掾政 青色の袍御半臂下襲 御表袴 藏人頭これをとり

大臣 御半臂下襲 御表袴  
 大納言 御半臂下襲  
 中納言 御袖  
 参議 二位 白大褂  
 四位参議 紅大褂  
 侍臣 四位五位白絹一疋  
 六位東絹一疋  
 六位藏人これをとり  
 四位殿上人これをとり  
 五位殿上人これをとり  
 上よかあり  
 上よかあり  
 上よかあり  
 己上祿おが内藏察これを調を母后御同居の時上の候に  
 母后の四方の祿を少主上入御公卿下膳より退下大床  
 子の御膳を供は藏人必御陪膳よりあり  
 後宴と八御元服の後宴會おありて群臣は酒祿をあり  
 儀の後宴をあり候はれは美平天祿寛仁久安嘉應  
 文治 元久美久建長 建治 正安延慶 至徳永享又  
 元日節會と後宴と為り候はれは貞観元慶 天永 大治  
 宝永あり又七日節會後宴と為り候はれは永祿寛治



仁治あり 後宴日御変日ありれとてつねに大治久安  
うくたしこころに八元日宴後宴と為れしをさるる  
當日平且所司殿上殿下をさるる中務標をさるる公卿  
装束をさるるの仗座をさるる内弁 一上るるれハ官人をさるる  
杖をさるるしむ外記をさるる諸司とて大内記をさるる宣命の  
こと成作を内記草成りてさるる 内弁職をさるる 奏  
少之し 内記をさるる 内弁内記をさるる法書  
少之し 内記をさるる 又外記をさるる外任  
奏をさるる外記これとて又職事とて奏聞返し  
あふて外記とて列よりさるる 近衛次将  
南殿は後御執柄御裾より内侍釵重成る 杖柄の  
威儀女房供奉事と例がたると近衛陣をひくると此中  
の御倚子と著御近伏敬云譯を称え公卿外辨の帷より

上首諸司をさるる内侍の 内弁陣の後よて靴をつけ  
且陽殿の元子にほく内侍西極の 内弁謝座して堂上  
の元子にほく内弁開門を作し内侍司ほく内弁舎人をほく  
少納言版はほくけり外弁公卿厚列内弁大夫並をほく  
少納言を少納言にて外弁の上首と告ふ内弁公卿  
兼明門代を入れて標下にほく 近伏胡床をさるる  
内弁殿をさるる列にほく 内弁殿の祀  
酒臺の祀をさるる内弁上壽人列をさるる南階とのりりて  
御酒臺の所よりさるる内弁酒臺を盛て上壽の  
采少よりさるる内弁御前をさるる内弁御前をさるる  
の南の書はほく上壽人當よりさるる祝詞

掛毛畏支 天皇我 朝廷示 仕奉留 親王木 諸王木

諸臣亦恐美 恐美申給波 掛毛畏支 天皇我朝廷

令月乃吉日 御冠加賜 天百礼具 備利萬民

同悦 津留 不勝此大慶 謹上萬歲千歲乃壽 并止

恐美 恐美 申賜 波 申 久止

俛伏 搦 再拜 時庭上の公卿同時再拜 次

陪膳采女御盃をさして 主上は奉る 速長は格政 平はさく

主上御酒をさして 旧記奉酒と 虚盃をさして 采女を

とりて 後取の采女よりさく 采女酒臺にさく 上壽の年齢七旬の人

取のさく 取りて 布列よりさく 上壽の年齢七旬の人

元慶中納言 後冬詣に 幸五 兼平中納言 同枝幹卿 幸四 寛治

権大納言 源経信卿 幸四 久安大納言 後宗 輔卿 幸四 但一腰の

権大納言 後宗 能卿 建治大納言 後隆 親卿 幸五 六旬人 天禄 権中納言

藤文 範卿 幸四 永祚 権大納言 源重 信卿 幸六 寛仁 大納言 後道 綱 幸三

天永 大納言 源俊 明卿 幸九 大治 権大納言 後宗 忠 幸八 久安 権大納言

同宗 能卿 幸二 嘉應 権中納言 源 賢 賢卿 幸三 文治 大納言 後忠 親卿

幸二 但腰 下 幸三 権中納言 仁治 大納言 源 雅 親卿 幸二 建長 権中納言 源 雅 具

幸八 正安 権大納言 後公 貫卿 幸六 至德 権中納言 後隆 親卿 幸二 承亨

園中 納言 後基 秀卿 幸五 宝永 権中納言 後隆 賀卿 幸五 旬の人

負 親 納言 伴 善 男 幸四 文治 権中納言 後親 信卿 幸五 元久 四條

大納言 後隆 房卿 幸八 兼久 権大納言 源 通 具卿 幸三 延慶 権大納言

後為 兼卿 幸八 亦なり 上壽の人 列よりさく 後外 亦公卿

拜 兼け 時む 神ありて 二万 歳をさく 旧記より

外 辨 公 卿 附 座 造 酒 正 空 盃 を さ して 外 年 の 公 卿 附 酒 子

小 君 氏 下 司 御 膳 を 借 せ ば 法 女 の せ ら 忍 の 一 二 節 御 酒 を 借 せ



大治左中并後實光朝臣清書權右中并 久安文章博士後永範朝臣清書權右中并

清書右中并 嘉應右弁文書博士後経範清書少内記 文彦清書少内記 武部大輔後光範清書少内記

朝臣元久九年後親経卿兼久武部大輔後為長卿清書少内記 仁治

武部大輔後為長卿清書六位 建長文章博士後長成清書少内記

朝臣建治文章博士後在匡範 正安武部大輔後明範卿

延慶藏人右少辨文章博士後資名 永享少御言後長卿

朝臣清書少外記 宝永大内記文章博士後総長朝臣清書少外記

柳ヶ賀表を修らるゝ松平とく春日山男山ふとの松乃

枝よりて書を修りてかく破実作らるゝや天承の年ハ敦光

加藤山よりとりて修らるゝしんく付らるゝかたとき破実を

今日其乃と修らるゝぬそ念以く修れさて當日作者表草紙

抄改の直廬よりて修らるゝ抄改有り蔵書又修て外記小下

しんく清書を修らるゝ料有り其人よりて法書修らるゝ

しんくと仰らるゝ法書修らるゝて少外記文枝よりて其

りて修らるゝ

署をりて抄改殿上と着て賀表又署をりて蔵書外記

よかりしあかもるゝこれ左大臣以下諸卿伏座又修り外記賀

表改管に入て外記今一人祝管をりて左大臣以下の署を

り伏座よみとぬ公卿陣の後又北上西面よまをりて署をり

外記二人表管祝管を公卿の首署加へおこりて其の外記表

持りて入りて死ににきて安永の地て床あり座乃前より

中務浦丞とこれ改 翌一月花門外又ぬ門南北職事陣は

いて賀表かくて公卿乃を修りて大御三人中納二人

内弁より人よ修らるゝの起座して執をつげ月花門

におひて表の案を異て夜中を修り南階とのりて階の

間北東のり又ぬりてかきりて執りて陣座ふり

はく内侍表管をりて小庭よりて修りて抄改又覽を掃給

女友に人より書き異て御膳者の造りて次職事試み

恩赦のりや作を内弁大内記にて恩赦のりや作を内記  
宣命草を奉る。内弁職事とて奏せ職事ありて  
清書のりや作を内弁内記とて清書の事と作を次  
内弁大外記とて外任奏とて外記これと持事。内弁  
職事とて奏せ奏せ御弓奏のりや作とて奏せ  
職事ありて外任奏とて外記とて外任奏とて御弓奏  
を内弁所より付てとて作を内弁外記とて御弓奏  
の極は終く第一の人諸司とて御弓奏とて御弓奏  
とて御弓奏とて御弓奏とて御弓奏とて御弓奏  
御侍は著御近仗警を祿を内弁宜陽殿の元子とて  
とて内侍西極のりや作を内弁御弓奏とて御弓奏  
とて御弓奏とて御弓奏とて御弓奏とて御弓奏  
とて御弓奏とて御弓奏とて御弓奏とて御弓奏  
とて御弓奏とて御弓奏とて御弓奏とて御弓奏

尉は作を内弁西階とのりや作を堂上の元子とて御弓奏  
はの白馬節舎のりや作を御弓奏

抑天皇御元服の礼ハ貞観以来 宝永まで  
廿二代あり 代々の式あるの日記なくとて  
裁 約ら 志ら 行は とも 委書 行つ 先なる 枚物  
とて とも とも とも とも とも とも とも とも  
天皇御元服和抄と名付らことあり

安永九年八月

公麗

恩赦のりや作を内弁大内記召て恩赦のりや作を内記

*[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]*

尉は作を内弁西階をのりりて堂上の元子よほく出のち  
はの白馬節會のこゝろりてしし勢

